

「工事書類簡素化要領」

設備工事編

平成21年6月

福岡市

財政局技術監理部技術監理課

「工事書類簡素化要領」（設備工事編）

第1 目的

工事書類簡素化要領（以下「本要領」という。）は以下を目的とする。

1. 従来ルールの徹底による工事書類の提出削減

仕様書等で従来より現場保管や提示のみとされている工事書類が提出されていることから、従来ルールを徹底することによりばらつきを防止し、工事書類の提出削減を図る。

2. 工事書類の省略・簡素化

福岡市公共工事標準仕様書等（以下「仕様書等」という。）に基づき、工事請負業者に対し提出を求めていた工事書類について、対象書類を見直し、省略・簡素化を試行的に実施する。

第2 本要領の位置づけ

本要領は第1の目的を達成するため、具体的な内容を定めたものであり、適宜見直しを行うものとする。

第3 対象工事

福岡市が発注する公共工事（設備工事）を対象とする。

第4 実施内容

「別表1」「別表2」のとおりとする。

第5 適用時期

平成21年6月1日以降に完了し、かつ対応が可能な全ての工事で本要領を適用する。

第6 その他

1. 本要領の試行により、工事書類の取扱い、現場での施工管理、検査等について問題の発生やその恐れがある場合には、財政局技術監理部技術監理課に速やかに報告するものとする。

2. 本要領の効果を把握するため、フォローアップ調査を行う予定である。

平成21年5月29日 制定

【簡素化－1 施工計画書】

関係基準	福岡市建築設備工事施工の手引き
記載箇所	第1節-2-2-(17) 産業廃棄物処理確認票
記載内容	①産業廃棄物処理確認票 ...写真とマニフェストで確認できるようにし、「完了届」と一緒に提出してください。 なお、下記の書類の写しを準備しておいてください。 イ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)D票またはE票
簡素化内容	1. 産業廃棄物処理確認票の提出は不要とする。 2. 許可証の写しの提出は不要とする。

【簡素化－2 施工計画書】

関係基準	福岡市建築設備工事施工の手引き
記載箇所	第2節-2-(2)-I-3-(8)-ア 資格者証の写し
記載内容	①資格者証の写し 作業主任者の資格を必要とする作業および施工する者が資格を必要とする作業については、必要な資格者証の写しを提出してください。
簡素化内容	1. 当該工事の施工に関係のない資格や作業主任者の資格を要しない作業については、資格者証の写しの提出は不要とする。

【簡素化－3 施工計画書】

関係基準	福岡市建築設備工事施工の手引き
記載箇所	第3節-1-(1) 一般事項
記載内容	作業主任者の資格を必要とする作業および施工する者が資格を必要とする作業については、必要な資格者証の写しを提出してください。
簡素化内容	1. 当該工事の施工に関係のない資格や作業主任者の資格を要しない作業については、資格者証の写しの提出は不要とする。

【簡素化－４ 工事写真】

別表 2

関係基準	福岡市建築設備工事施工の手引き
記載箇所	第 4 節-1-第 4 条-(4) 使用材料写真 第 4 節-3-(1)-第 8 条-6-(7) 保温, 防露, 断熱, 防食, 消音等 第 4 節-3-(1)-第 8 条-6-(8) 塗装
記載内容	(4)使用材料 ...また、JIS・JAS・BL・その他の規格等表示が判別できるよう、その部分を撮影する。 なお、完成検査時に目視確認できる機器および一般的な配管や電線類などの材料は出荷証明や監督員の立会記録（写真）で確認できれば、材料検収写真の提出は不要とする。 (7) 保温, 防露, 断熱, 防食, 消音等 ア 保温, 防露, 断熱, 防食, 消音等について、同一の施工を繰り返し行う場合は、施工状況の写真は代表的な 1 工程のみ撮影し、その他の部分は着手前と完成のみ撮影する。 (8)塗装 ...判別できるように撮影する。 なお、同一の施工を繰り返し行う場合は、施工状況の写真は代表的な 1 工程のみ撮影し、その他の部分は着手前と完成のみ撮影する。
簡素化内容	1. 材料検収写真は、原則として完了時に不可視となる機器および材料で一般的に使用されていない材料の場合に撮影する。 2. 保温, 防露, 断熱, 防食, 消音等および塗装の施工については、同一の施工方法の場合は、代表となる 1 工程を撮影すればよい。